

## 穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、群発する自然災害への備えとして、各地区に所在する集会施設の避難所機能等の強化を図ることを目的に、補助対象事業に要する費用に対し、穴水町補助金交付規則（平成9年4月1日規則第9号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「集会施設」とは、町内会等が管理する施設であって、所在地が穴水町内にあるものをいう。

2 この要綱において「町内会等」とは、町内会、自治会その他これらに類する地域団体をいう。

3 この要綱において「消耗品」とは、次の各号のいずれかに該当する物品をいう。

(1) 使用することで価値が減少し、短期間（1年未満）で使い切ることが通常であるもの

(2) 取得価額が10万円未満の物品であって、補充又は交換が必要となることが通常であるもの

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内会等とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が集会施設において実施する次の各号に掲げる物品及び設備の購入及び設置に要する費用であり、補助対象事業の実施について地域の合意が形成されているものとする。

(1) 家電（エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫等、長期の避難所生活に活用できるもの。）

(2) ミーティングセット（テーブル、椅子等、地域における会議に活用できるもの。）

(3) 物置（地域で管理する機器又は備品等を格納するもの。）

(4) シャワー室（長期の避難生活における衛生管理に活用できるもの。）

(5) その他町長が必要と認めるもの

2 補助対象者は、補助金の交付決定を受ける前に、補助対象事業に係る契約、購入又は工事着手をしてはならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項各号に掲げる物品は、新品又は中古品のいずれでも可とするが、物品及び設備1点

あたり 10 万円以上のものとする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 物品及び設備の購入及び設置に要する費用
- (2) 設置するために必要な工事に要する費用（電気設備及び給排水設備を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 消耗品に係る費用
- (2) 修繕費（修理、部品交換等、原状回復を目的とするものを含む。）
- (3) 電気料金、水道料金その他の維持管理費用
- (4) その他町長が補助対象として不相当と認める経費

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 9 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付限度額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事業 50 万円
- (2) 第 4 条第 4 号に掲げる事業 100 万円
- (3) 第 4 条第 5 号に掲げる事業 町長が定める額

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を開始する前に、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し（内訳が確認できるもの）
- (2) 仕様が分かる資料（仕様書、カタログ等）
- (3) 設置場所が分かる図面
- (4) 設置場所の現況写真
- (5) 地域の合意が形成されていることを示す書類（住民総会、理事会等で設置に関して決議し、同意した議事録等の写し）
- (6) 地域団体の概要資料（団体規約、役員名簿等）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助対象者につき、各年度 1 回を限度とし、かつ、第 4 条第 1

項各号に掲げる事業のいずれか1件の事業に限り申請することができる。

(交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更申請等)

第9条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、第1項に規定する変更申請があったときは、当該申請の内容を審査し、事業の内容等について変更の承認をするときは、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付変更（中止・廃止）決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は3月31日のいずれか早い期日までに、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等（支払内容が確認できるもの。）
- (2) 物品及び設備の購入及び設置の完了が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払請求)

第 13 条 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金概算払（前金払）請求書（様式第 8 号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の取扱い)

第 14 条 補助対象者は、補助事業に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合は、穴水町集会施設機能強化支援事業費における消費税額の確定に伴う報告書（様式第 9 号）により、速やかに町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、前項の報告があった場合は、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部に相当する額について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の返還等)

第 15 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(対象期間)

第 16 条 この補助金の対象期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

穴水町長 へ

所在地

団体名

代表者名

印

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付申請書

集会施設機能強化支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 1 補助年度   | 令和 年度                               |
| 2 事業名    | 穴水町集会施設機能強化支援事業                     |
| 3 補助対象経費 | 金 円                                 |
| 4 補助金申請額 | 金 円                                 |
| 5 事業の目的  |                                     |
| 6 収支予算書  | 別紙のとおり                              |
| 7 事業実施期間 | 着手予定 令和 年 月 日<br>完了予定 令和 年 月 日      |
| 8 関係書類   | 穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項に定める書類 |

別紙

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金に係る収支予算書

1 事業の内容

2 経費の配分

【収入】

項 目	金 額	備 考
町 補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

【支出】

項 目	金 額	備 考
物 品 購 入 費		
設 置 工 事 費		
合 計		

第 号  
年 月 日

様

穴水町長

印

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金については、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり決定したので通知する。

記

- 1 決定区分 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件 穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

穴水町長 へ

所在地

団体名

代表者名

印

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった穴水町集会施設機能強化支援事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円  
(前回申請額 金 円)
- 2 事業着手(予定)年月日 令和 年 月 日  
(前回申請年月日 令和 年 月 日)
- 3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日  
(前回申請年月日 令和 年 月 日)
- 4 計画変更の理由
- 5 関係書類 別紙のとおり

様

穴水町長

印

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付変更（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった穴水町集会施設機能強化支援事業の変更については、申請のとおり承認し、下記のとおり変更決定したので通知する。

記

- |   |             |                 |    |   |     |  |
|---|-------------|-----------------|----|---|-----|--|
| 1 | 事業名         | 穴水町集会施設機能強化支援事業 |    |   |     |  |
| 2 | 交付決定額       | 変更前             | 金  |   | 円   |  |
|   |             | 変更後             | 金  |   | 円   |  |
| 3 | 事業着手（予定）年月日 | 変更前             | 令和 | 年 | 月 日 |  |
|   |             | 変更後             | 令和 | 年 | 月 日 |  |
| 4 | 事業完了予定年月日   | 変更前             | 令和 | 年 | 月 日 |  |
|   |             | 変更後             | 令和 | 年 | 月 日 |  |

年 月 日

穴水町長 へ

所在地

団体名

代表者名

印

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった穴水町集会施設機能強化支援事業が完了しましたので、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別紙資料を添えて報告します。

記

- 1 収支決算書 別紙のとおり
- 2 事業実施期間 着手日 令和 年 月 日  
完了日 令和 年 月 日
- 3 関係書類 穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱第10条に定める書類

別紙

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金に係る収支決算書

1 事業の内容

2 経費の配分

【収入】

項 目	金 額	備 考
町 補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

【支出】

項 目	金 額	備 考
物 品 購 入 費		
設 置 工 事 費		
合 計		

様式第 6 号 (第 11 条関係)

第 号  
年 月 日

様

穴水町長

印

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金について下記のとおり確定したので通知する。

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

穴水町長 あて

所在地

団体名

代表者名

印

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金請求書

年 月 日付け第 号の補助金確定通知書に基づく穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金を交付くださるよう、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱第12条の規定より下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先口座 (1) 金融機関名  
(2) 預金種別 普通・当座  
(3) 口座番号  
(4) 口座名義 (フリガナ)  
(漢字)

年 月 日

穴水町長 へ

所在地

団体名

代表者名

印

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金概算払（前金払）請求書

年 月 日付け第 号の補助金確定通知書に基づく穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金のうち、下記金額を概算払（前金払）で交付くださるよう、穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱第13条の規定より下記のとおり請求します。

記

- |        |       |    |
|--------|-------|----|
| 1 請求金額 | 金     | 円  |
|        | 内 訳   |    |
|        | 交付決定額 | 円  |
|        | （交付済額 | 円） |
|        | 今回請求額 | 円  |
|        | 残 額   | 円  |
- 
- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 2 振込先口座 | (1) 金融機関名       |
|         | (2) 預金種別 普通・当座  |
|         | (3) 口座番号        |
|         | (4) 口座名義 (フリガナ) |
|         | (漢字)            |

年 月 日

穴水町長 あて

所在地

団体名

代表者名

印

穴水町集会施設機能強化支援事業費における消費税の確定に伴う報告書

穴水町集会施設機能強化支援事業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |                            |   |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 補助金額                       | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額   | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）              | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること